

令和6年度 山梨大学 Co の花フェローシップ募集要項

1. 目的

将来を担う創造性に富んだ女性研究者の育成に向け、本学博士課程に在籍する優秀な女子学生に対して、本学で研究に専念できる環境を提供するとともにキャリアパスを確保することを目的とする。

2. 募集対象

本制度の対象となる学生は、山梨大学大学院医工農学総合教育部博士課程に在籍、または令和6年10月に入学、進学した以下の応募申請資格を有する女子学生とする。

3. 採用人数

1名

4. 応募申請資格

申請資格は、優れた研究能力を有し、研究に専念することを希望する以下の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 申請時において令和6年10月に本学大学院博士課程に入学(進学)予定であるか、博士課程に在籍する者であること(「社会人学生」として扱われている者のうち所属企業等から十分な生活費相当額の受給がある者また受給可能な制度がある者、休学者及び標準修業年限を超過している者は除く)。
- (2) 博士課程進学時の年齢要件は、30歳未満であること。ただし、出産・育児等ライフイベントを経た者については、個別の事情に応じて、その年齢要件に配慮することができるものとする。
- (3) 日本学術振興会の特別研究員、国費外国人留学生制度による支援を受ける留学生、その他本国からの奨学金等の支援を受ける留学生ではないこと。また、「山梨大学“越境”による拡張型博士人材の育成プロジェクト」採択者ではないこと。
- (4) 指導教員の推薦を受けていること。

5. フェローシップ期間

期間は令和7年3月末までとする。

6. 支援内容

研究生生活の初期において、自由な発想のもとに主体的に研究に取り組む機会を提供することにより、将来を担う創造性に富んだ研究者を育成するため、研究専念支援金及び研究費を支給する。

- ・研究専念支援金 月額10万円 (毎月本学所定の支払日に支給)
- ・研究費 年額30万円

7. 申請手続

申請書類： 別紙申請書（様式1）

様式1を提出期限までに教務企画課大学院支援室に

e-mail（inshien-as@yamanashi.ac.jp） 添付にて提出

留意事項

- ・提出する際のメール件名は【博士課程学生支援事業申請】としてください。
- ・提出期限を過ぎた場合は申請を認めません。
- ・メール受領後、翌日中（土日を除く）に受領メールを返信します。受領メールが届かない場合は、速やかに inshien-as@yamanashi.ac.jp までご連絡ください。

8. フェローシップ応募期限

令和6年9月12日（木）正午まで（期限厳守）

9. 選考

フェローの選考は、Coの花フェローシップ選考審査委員会において行う。

10. 選考方法及び審査方針

選考は、申請書及び研究計画書等に関するプレゼンテーション・質疑応答により、以下の（1）から（4）の審査方針に基づいて行う。

- （1）学術の将来を担う優れた研究者になることが十分期待できること。
- （2）自身の研究課題設定に至る経緯が示されており、かつその着想が優れていること。また、研究の方法にオリジナリティがあり、自身の研究課題の今後の展望が示されていること。
- （3）研究を遂行する能力が優れていること。
- （4）日本学術振興会特別研究員への申請経験があることも重視する。

11. 選考結果

選考結果は申請者本人及び指導教員に通知する。

12. フェローの義務

制度の趣旨に鑑み、以下の義務を負う。

- （1）出産・育児に係る中断又は傷病を理由とする中断の場合を除き、研究計画を踏まえた研究活動に専念すること。
- （2）本学が実施する研究力向上等に関するプログラムに参加すること。
- （3）研究活動の状況を定期的に本学に報告すること。
- （4）メンターによる面談を定期的に受けること。
- （5）日本学術振興会特別研究員への申請を行うこと。
- （6）研究活動に際しては、研究費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守のうえ、不正行為のないよう効率的に研究を実施すること。

13. 支援の取り消し

以下の事由に該当することとなった場合は、研究専念支援金及び研究費の支給を停止し、返還を求める場合がある。

- (1) 4.の申請資格を喪失した場合。
- (2) 研究計画の遂行状況又は前条の義務の履行状況が不十分と認められる場合。
- (3) フェローから辞退の申し出があった場合。
- (4) その他学長が支援を取り消すべき事由があると判断した場合。

返還額については次のとおりとする。

(1) 研究専念支援金

区 分	減額の基準
月の1日から15日までに受給資格が得られた場合	当該月分を全く減額しない
月の16日以降に受給資格が得られた場合	当該月分の1/2の額を減額する
月の1日から15日までに受給資格が取りやめとなった場合	当該月分の全ての額を減額する
月の16日以降に受給資格が取りやめとなった場合	当該月分の1/2の額を減額する
月の最終日に受給資格が取りやめとなった場合	当該月分を全く減額しない
死亡した場合	当該月分を全く減額しない

(2) 研究費

受給資格を得た日から取りやめとなった日までの未使用分。

14. キャリアパスについて

- ・フェローが希望する場合は、博士課程修了に引き続き本学特任助教として雇用することがある。
- ・特任助教の雇用期間は2年とし、雇用期間満了前の審査（教員評価の結果等）により、雇用更新又は雇用期間の定めのない職員として採用することがある。

15. 留意事項

- ・研究専念支援金は雑所得として課税対象となり、所得税に関する確定申告が必要となるため、各自が責任をもって確定申告を行うこと。
- ・研究活動に支障がない範囲のTAやアルバイトの賃金、学会からの学術賞等の賞金、有償インターンシップの報酬を受けることは可能。
- ・すでに他の奨学金等の支援を受けている場合、相手側機関の受給要件の確認を行い、当該奨学金等の辞退など適切に対応すること。

16. その他

- ・本事業採択者には、研究活動に専念すること等について誓約書を提出していただきます。
- ・本フェローシップに選ばれた者は、本学ホームページにて専攻・コースと氏名を公表します。
- ・支援学生選考後、採択学生の指導教員には当該学生に対する教育・指導方針について記載

したものを提出いただきます。様式等については選考結果通知時にお知らせします。

(担当) 教務企画課大学院支援室

内線 : 8042、8271

e-mail inshien-as@yamanashi.ac.jp